

# 会 議 録

事務局 - 土木部交通安全課自転車施策担当係 電話 03 - 3981 - 4873

附属機関又は会議体の名称		第7回豊島区自転車等駐車対策協議会（全体会）
事務局（担当課）		土木部交通安全課
開催日時		平成18年3月27日（月） 午後2時30分～午後3時33分
開催場所		健康プラザとしま 7階 上池袋コミュニティセンター 「多目的ホール」
出席者	委員	<学識経験者> 太田勝敏、諸岡昭二 <区民、区長推薦者> 荻村和一郎、内田忠、木川るり子、京谷宣明、齊木勝好、並木茂、柳田好史 <区議会議員> 小倉秀雄、本橋弘隆、小林俊史、森とおる、 <関係団体> 木村俊平 <鉄道事業者> 佐藤忠好、張替次雄、松田芳隆、山崎公之 <関係行政機関> 中山邦雄、小野政幸、小幡則孝、樋口三男
	その他	<幹事等> 土木部長、政策経営部長、交通安全課長（事務局）、 道路管理課長、道路整備課長、都市計画課長、都市開発課長、 財政課長、広報課長
	事務局	交通安全課自転車施策担当係長
公開の可否		公開 傍聴人数 23人 報道関係者 9社
非公開・一部公開の場合は、その理由		
会議次第		（議題） 1． 総合計画（案）の答申について 計画の名称について 内容の最終確認について 2． 答申後の協議会のあり方について

## 審 議 経 過

開 会

事務局： それでは定刻でございます。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

今回は第 7 回目の自転車等駐車対策協議会「全体会」でございます。従来どおり、協議会の会議は公開で行うこととなっておりますので、傍聴を希望される方にあらかじめお入りいただいております。また資料につきましても配布をさせていただきます。

また、会議に先立ちまして、関係行政機関選出の委員に変更がございましたので、ご紹介させていただきます。

池袋警察署からは従来、交通課長の太田委員にご出席をいただいておりますが、先月末日にご退職されました関係で、3月1日付をもちまして、新たに小野政幸(おの まさゆき)交通課長さんに委員をお願いすることになりました。

よろしく願いいたします。

なお、新しい委員の名簿につきましては席上に配布させていただきましたので、ご確認いただきたいと思います。

それから、本日の欠席に関するご連絡ですが、根木委員、篠原委員、菊地委員からはご欠席の連絡をいただいております。

それでは、太田会長さん、進行をよろしく願いいたします。

会 長： 大変お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

まず始めに、いつものお願いでございますが、映像の取材につきましては、例によって「頭撮り」までにさせていただきますと存じます。よろしく願いします。

それでは、ただいまから第7回豊島区自転車等駐車対策協議会(全体会)を開催いたします。

本日のメインの議題は、この協議会が発足したときに区長から諮問がございました「総合計画案の答申について」でございます。協議会といたしまして長い間多面的にご議論いただきました結論ということで、一つの区切りになるかと存じます。

また、計画案につきご確認いただきましたら、議題の2といたしまして「答申後の協議会のあり方について」を議論させていただきますと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

### \* 議題 1 総合計画案の答申について

事務局： それでは、事務局よりご説明申し上げます。恐れ入りますが、座らせていただきます。

本日の議題の1は、ただいま会長さんからご説明がありましたように、当協議会として一つの区切りとなります。「総合計画案の答申について」でございます。

平成16年6月30日に本協議会が発足したときの、区長からの諮問に対する答申ということになるものでございます

まず「資料7-1」をご覧ください。

表紙にありますように、「豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画

(案)」でございます。今回も資料は事前にお送りさせていただいておりますので、すでに委員の皆さまには内容をお目通しいただいたことと存じますが、こちらが協議会発足以来、皆さまにご議論いただいた内容のいわば「総まとめ」になるものでございます。

併せて、「資料7-2」をご覧ください。

こちらは、会長名での答申文案でございますが、最終的にはこの「答申文」に総合計画(案)を付して、区長あて答申いただきたいと考えております。

それでは、順にご説明してまいります。議題1の と つきまして、併せてご説明させていただきます。

まず、議題1の は、「計画の名称について」でございます。計画案の「表紙」をご覧ください。

前回の協議会でみなさまにご確認いただきましたとおり、計画の名称につきましては、会長・副会長に一任するというので、区民代表の委員の皆さまのご意見を踏まえまして、本日ご提案するというお約束でございました。

また前回、会長からは、「計画の性格上、自転車の「利用」という言葉を入れてはどうか」ということと、「『副題』として何か考えてはどうか」というご意見もいただきました。

また、併せてI委員さんからは、「放置自転車問題は地元として『まちづくり』という問題でもあるので、そうしたことも強調してほしい」という趣旨のご意見もございました。

事務局といたしましては、こうした趣旨も踏まえまして、先日文書にてご案内しましたとおり、区民代表の方々のみならず、委員全員に計画名称の案を提示させていただきまして、ご意見をお伺いしたところでございます。

その結果といたしまして、委員さんの中には、「少し計画名称が長いのでは」というご意見をいただいた方もいらっしゃいましたけれども、会長とご相談させていただいた結果、総合計画の性格あるいはその内容も踏まえまして、今までの委員の皆さまのご意向をなるべく汲んだかたちでということで、表紙にございますような名称をつけさせていただいた次第でございます。

読み上げさせていただきますと、計画案の名称は、「豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画(案)」でございます。

また、「副題」といたしまして、「適切な自転車利用と快適なまちづくりのために」でございます。

次に議題1の といたしまして、「内容の最終確認について」でございます。

計画文の中身につきましては、これも前回ご承認いただきましたとおり、実質的な検討は前回で終了ということで、あとはこの3月までに例えば「関係者との話し合いの中で進展や整理が進むもの」あるいは「本文についての多少の文言の修正・追加」につきまして、事務局でできるだけ盛り込んだかたちで今回ご確認いただくということでございました。

最終的に修正等をさせていただいた主な事項につきましてご説明させていただきます。

計画案の2ページをお開きください。一番下の欄外にございます注釈で、「放置自転車等」という説明がございます。これは前回の案のときにはもう少し後に出てきたものを、V委員からのご意見もございましたので、最初にこの言葉がでてくる2ページに持ってまいりまして、特に、「放置」ということは、

利用者がその場を離れて直ちに移動することができない状態ですよという、自転車法に基づく説明を追加したものでございます。

次に、28ページと29ページをお開きください。「巣鴨駅」周辺の駐輪場施設整備についてでございます。こちらは、「関係者との話し合いの中で進展や整理が進んだもの」として、計画内容をさらに一步踏み込んだものに加筆させていただきました。

28ページの下段に「事業計画」がございますけれども、その中に「巣鴨第三自転車駐車場の運営継続と拡大」という内容がございます。この「拡大」部分が今回追加された内容でございます。

この駐輪場は現在、東京都交通局さんから都バス等の営業所の用地をお借りしているところですが、交通局さんとは今後は、事業の集約を行っていく意向があるそうございまして、その中で、営業所の改修等も予定されているとのことでございます。こうした改修の時期に併せまして、区への用地提供を現在の2倍程度に拡大したいという方向性が見えてまいりましたので、それらを踏まえ、現在の規模が146㎡で、収容台数は自転車・原付を合わせて120台収容ですので、区の計画といたしまして、倍の300㎡を想定しますと、概ね260台規模には再整備したいということでございます。

右側の29ページの計画図の説明も変更となりまして、従前よりJRさんからの協力提案をもとに計画をさせていただきました「駅ビル開発に併せた駐輪場の整備」の60台、これは商業施設としての附置義務を除く台数でございます。それから道路管理者さんからの協力提案ということで、東京国道事務所さんの「国道17号(白山通り)の歩道活用」による100台、そしてただいまご説明いたしました、この「巣鴨第三駐輪場」の収容台数増の分が140台でございますので、計300台の新規整備が可能となります。

したがって、一番下でございます「巣鴨駅周辺の新規駐輪場施設整備等の方針」につきましても、巣鴨駅周辺につきましては計画期間中の整備目標台数は300台でございますので、そのまま一番最後の行に「目標である300台の駐輪場施設の整備を行う」というように変更をさせていただきました。

次に、42ページと43ページをお開きください。「東池袋駅」周辺の駐輪場施設整備についてでございます。

こちらは従来ご説明いたしましたとおり、首都高速道路株式会社さんからの用地提供の継続と、東京都第四建設事務所からの新たな用地提供のご協力ということでご確認いただいているものでございますが、この4月1日から「登録制自転車置場」として活用できることになりました関係で、新たに「放置禁止区域」を指定するエリアも決定いたしましたので、それに併せて記述を変更させていただきましたのでございます。図面を見ただけですと、放置禁止区域のエリアは前回まで入れてなかったわけですが、新たに加えさせていただきました。

次に、59ページをお開きください。「第5章 計画の推進のために」でございます。項目の1番目といたしまして「関係主体の役割とその連携強化」というように変更をさせていただきました。

こちらは、これまで、「関係機関との連携強化」となっていたものでございますが、ここの議論で、前回、会長から「この計画の実現のためには、区民の役割は非常に重要である」というご意見がございました。また、I委員からは、先ほどもご紹介しましたとおり「まちづくり」という視点が非常に重要であるということに加えて、特に「鉄道事業者の皆さんに加わっていただけないと、

まちづくりもできない」という旨のご意見もございました。

そして前回、会長にまとめていただきましたように、「関係者がそれぞれ主体となって役割を果たす必要がある」ということと、「まちづくりの中で協働して自転車問題を扱っていくという姿勢を、この5章の最初のところに趣旨として入れさせてもらいたい」ということがございましたので、あらためて、「関係主体の役割とその連携強化」ということに修正をさせていただいたものでございます。

本文を読み上げさせていただきますと、「前章で述べた施策を効果的に推進し、実効性のあるものとするために、放置自転車等の問題は『まちづくり』の大きな課題の一つであるという認識のもと、下記のとおり自転車等の利用者、区民、行政や関係団体等がそれぞれの立場で主体となって自転車問題を考え、行動し、役割を果たすとともに、互いの緊密な連携を図りながら本計画の実現を目指すものとする。」という内容にさせていただきます。

大きな修正点は以上でございますが、その他の細かい文言や言い回しの訂正であるとか、あるいは施設の名称や数字等につきましては、なるべく最新のものを紹介するというので、事務局で責任校正をさせていただきます。

次に「資料7-2」をご覧ください。こちらが会長さんに作成いただきました答申文の案でございます。

最初にご説明しましたとおり、最終的にはこの答申文に総合計画案を付して、会長・副会長から区長あて答申を行っていただきたいと存じます。

内容を読み上げさせていただきます。

「豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画(案)」について(答申案)でございます。「平成16年6月30日、豊島区は『自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律』(通称；自転車法)の規定に基づく当協議会を発足した。そして同日、当協議会は豊島区長から、『自転車等の駐車対策に関する総合計画』の策定についての諮問を受けた。

豊島区では、昭和63年に放置防止条例および自転車等駐車場条例を策定し、以来、駐輪場の整備、放置禁止区域の指定、放置自転車の撤去活動、そして自転車の適正利用の啓発活動など、基礎的自治体として主導的な立場で自転車問題に取り組んできた。こうした施策は、これまでは主に区が単独で、放置自転車で現実に困っている地域の要望に応えるかたちで実施されてきたものである。近年では、これら自転車対策に要する事業経費は、年平均で約8億円におよび、豊島区全体の施策の中でも大きな負担となっている。

いうまでもなく、放置を引き起こす直接の原因は自転車を利用する者にある。しかし、現実に社会問題化している大量の放置自転車を前にして、これからは行政だけが力を入れて施策に取り組む時代ではなく、また単に利用者のモラルの向上を訴えかけるだけの理念的な施策のみでも、問題の根本的解決にはならない。

自転車は本来、地球環境にやさしい乗り物であり、都市においては便利で重要な『交通手段』でもある。自転車を『悪者』にしないためにも、我々協議会委員は、ハード・ソフト両面の施策を自転車利用者・行政・そして関係団体等の各々が主体となって責任と役割を十分に果たしつつ、互いの連携のもとに協働で対応していくことが何よりも大切であるとの認識に至った。

このたび、当協議会が答申する計画案は、以上のような考え方に基づいて、各委員の協力により取りまとめたものである。特に、計画の根幹ともいえる各

駅ごとの駐輪場の整備方針をまとめるにあたり、各鉄道事業者から用地の無償提供等の多くの協力提案をいただき、計画案の実効性が確認されたことは大きな成果である。

なお、当協議会への諮問に際し、『自転車等の駐車対策に関する』とされていた計画の標題については、会議の検討の過程において、単に自転車の駐車問題に留まらず、その利用に関する総合的な施策の指針も示すものとするべきという議論があった。また『まちづくり』の一環として『駐輪』問題を考えるべきという議論の中から、『豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画（案）』とし、『適切な自転車利用と快適なまちづくりのために』という副題を付して答申するものである。

という内容でございます。

議題1の「総合計画（案）の答申について」の資料の説明は以上でございます。

会長： はい、ありがとうございました。議題1「総合計画（案）の答申について」の計画の名称について、と、内容の最終確認について、ということで、併せてご説明をいただきました。

実質的な内容の審議は前回までというお約束でございましたけれども、今のような「修文」に関するもの、あるいはその後検討いただいて内容に進展のあったものをご紹介いただきました。

それでは、皆さまにご確認をお伺いしたいと思います。まず、の「計画の名称について」ということでございますけれども、いかがでしょうか。ご承認いただけますでしょうか。

（一同了承、異議なしの声）

それでは、計画の名称は「豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画（案）」そして副題として「適切な自転車利用と快適なまちづくりのために」ということで答申をさせていただきます。ありがとうございました。

次の「内容の最終確認について」ということですが、これについてはいかがでしょうか。ご承認いただけるということによろしいでしょうか。

（一同了承、異議なしの声）

はい。ありがとうございました。それでは以上により、総合計画案の答申ということでご承認いただいたということで、もし差し支えないようでしたら、本日、会議の終了後に私と副会長と二人で、区長さんに答申をさせていただきますと存じます。

次に、議題2の「答申後の協議会のあり方について」ということで、事務局よりご説明をお願いします。

## \* 議題2 答申後の協議会のあり方について

事務局： それでは、ご説明させていただきます。

「資料7-3」をお取り出しください。「豊島区自転車等駐車対策協議会今後のあり方と日程について（案）」でございます。

まず、1といたしまして、「協議会の位置づけと役割」につきまして、皆さまに再度ご確認いただきたいと思います。

既に今までの会議で何度かご説明しておりますけれども、当協議会は「自転車法」および本区の「条例」の中で規定がございます。

の「自転車法」で申しますと、第7条として「市町村は」とございますが、これは特別区である豊島区も入るわけですが、その下にアンダーラインを

引いてありますように、「自転車等駐車対策協議会の意見を聴いて、自転車等の駐車対策に関する総合計画を定めることができる。」とございます。

つまり自治体が「総合計画」を策定するために協議会の意見を聴きなさいという規定になっておりまして、今まで皆さまに議論をしていただき、ご意見をお聴きした結果として計画の「案」を協議会で取りまとめたというかたちになっております。

そしてその下の自転車法8条で、やはりアンダーラインが引いてありますように、「条例で定めるところにより、自転車等駐車対策協議会を置くことができる。」と規定されておりますので、次の「豊島区自転車等の放置防止に関する条例」の第27条で、区長の附属機関として、この協議会を設置したわけでございます。

区長の附属機関ですから、委員さんも条例に基づき「委嘱」をしています関係で、会議には代理出席というのは認められませんということで、協議会が発足されました最初の会議でもご説明させていただきました。

また、同じく第27条の第2項として、「協議会は、区長の諮問に応じ自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査協議するほか、区長に対して、意見を述べることができる。」という規定になっております。

この規定および先ほどご説明しました自転車法第7条に基づいて、区長の諮問を受けて総合計画の内容をご協議いただいたわけでございます。

次に条例の28条ですが、委員の任期と構成員の規定がございます。

まず任期でございますが、アンダーラインが引いてございますとおり、「2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。」ということになってございますので、特に、各団体を代表してご参加いただいております委員さんで、人事異動等で中途から委員さんになられた方の任期は、前任者の残任期間ということになっております。委員は全員で26名以内という規定になっております。

次ページをお開きください。の「本区協議会の主な位置づけと役割」でございます。

ただいまご説明申し上げましたとおり、当協議会は自転車法と本区の条例の規定に基づき、位置づけがなされておるわけでございますけれども、その中でも本区の協議会で「審議する事項」といたしましては、平成16年6月30日に協議会が発足しましたときに区長から諮問をさせていただきまして、そのメインの役割でございました。

現在まで、協議会におきましては本日を含めて計16回の会議を重ねていただきまして、計画案をおまとめいただいたところでございます。また皆さまの委員としての任期は今年の6月29日までとなっております。

これらを踏まえまして、2といたしまして、「今後の協議会のあり方について(案)」ということでご意見をいただければと思います。

まず、これまでご説明してまいりましたように、総合計画の正式な策定につきましては、今後は区の責任において行われます。来月中旬から5月にかけて区民の皆さまからご意見を頂戴する「パブリックコメント」を実施いたしまして、いただいたご意見をもとに区で必要な修正等を加えた上で、6月中旬を目途に計画の策定をしたいと考えております。

前置きが長くなりましたが、ここでご提案をさせていただきたいと思っております。

アンダーラインでお示しましたように、総合計画の策定前に、このパブリ

ックコメントの集約結果を皆さまにお示し、「最終的に総合計画をこの内容で策定します」というような「報告会」というかたちで、6月上旬に現在の委員さんの任期最後の協議会を開催させていただきまして、その会議で今後の協議会のあり方につき再度ご提案させていただければと考えております。

これまでも皆さまにご議論いただきましたように、総合計画案の59ページの「第5章 計画の推進のために」の中で、協議会のあり方はここに記載された内容となっております。

読み上げさせていただきますと、「区は、必要に応じて『自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律』（自転車法）に基づく『自転車等駐車対策協議会』の招集を同協議会の会長に要請し、本計画における事業内容およびその進捗状況につき意見を求め、検証を行うものとする。」という内容でございます。

もしご提案の内容でよろしいということでしたら、一番下に日程案として、6月9日（金）の14時30分からということで、「全体会」を開催させていただければと存じます。

説明は以上でございます。

会 長： はい、ありがとうございました。「今後の協議会のあり方について」ということで、規約のご説明、あるいは計画の策定については「パブリックコメント」をされて、その結果をご報告いただけるという内容でご説明がございました。

ちょっと私の方からすみません。6月9日は「報告会という形で」とありますが、委員の皆さんからパブリックコメントの集約結果を見せていただいたときに、追加の意見などもあるかも知れませんが、場合によっては話し合うこともあるということでしょうか。

事務局： 事務局から先ほどご説明しましたように、「答申」をいただきましてからは、その内容について区民の皆さんから広くご意見をお聴きして、そのいただいた内容とそれに対する区の考え方を整理したものを示しながら、「例えばこの内容について修正しました」というように6月の協議会では皆さまにもご説明を差し上げたいと思います。協議会の皆さまには、もしご意見があればそれはもちろんお聴きいたしますけれども、最終的にはこれは行政計画でございますので、区が責任をもって策定することになりますということを、あらためてご説明させていただきます。

会 長： 区の方でまとめる最終の段階でご意見やコメントがありましたら、6月の協議会を出していただくということですが、しかしそれは協議会としてまとめるものではないということだと思います。

よろしいでしょうか。

（一同了承）

それでは、とりあえず6月9日に協議会を開催し、今後のことも詰めさせていただきます。ということでご確認いただきました。

それでは本日の会議で予定されていた内容は以上でございます。先ほどご承認いただきましたように、本日はこのあと私と諸岡副会長さんと二人で区長あて答申文を提出したいと思います。

協議会はまだまだ続きますが、とりあえず大きな目標である「総合計画案」については無事とりまとめることができました。

会長といたしまして、皆さま方のご協力に感謝申し上げます。ありがとうございます。また引き続きよろしくお願いいたします。



それから、本日は議論の大きな区切りということで、皆さまからも一言いただければと思います。時間もありますので、それでは区議会の皆さまからお願いします。

A委員： それでは一言ご挨拶させていただきます。

平成16年6月30日に当協議会が設置されまして、爾来、1年9か月かけて協議してまいりまして、「総合計画」の案をまとめるに至りました。本日答申がなされるということで、大変意義深いものがございますし、これだけのものをまとめられました会長、副会長には感謝と敬意を表する次第でございます。

私は以前に行われました「自転車税」の導入に際しての区議会総務委員会の委員でもございました。導入に向けて賛成する旨の意見を述べさせていただきました。そうした中でこの「自転車協議会」もできるということで、メンバーに加えていただいたわけですが、初顔合わせのときは、果たしてこの協議会の中で身のある議論や答えが出て来るのだろうかという不安がありました。

最初は大変厳しい意見も述べさせていただきました。特に鉄道事業者の方々には「きちんとしたものを資料としてくまなく出してほしい、その上で区としっかり協議をして会議に臨んでほしい」と強くお願いを申し上げました。

以来、少しずつ実りのあるものとなって、特に駐輪場の新規整備計画目標としては10年間で6,500台という中で、鉄道事業者や道路管理者の皆さまからの協力で4,000台を超え、かなり目標に近い駐輪場整備台数が明らか数字となって表われてまいりました。これには本当に感謝しておりますし、よくここまでご協力いただいたというのが実感でございます。

本日、答申に至ったということはひとしおの感慨を持っておりますので、ここに関係団体の皆さま方にあらためて感謝を申し上げますとともに、今後ともよろしく願いいたします。

C委員： 答申がここまでできるにあたりまして、私も自分なりに最大限勉強してきたつもりです。この答申がこれからどのように豊島区で発展していったらいいか、放置自転車がなくなっていくことを私自身もこれから見据えて、ともに歩んでいければと思っております。

関係者の皆さまにはこころから感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

B委員： 私も関係諸団体の皆さまには感謝申し上げます。また、会長さん、副会長さんにつきましてはとりまとめにあたり本当にご苦勞をいただいたことと存じます。

A委員からお話がありましたとおり、最初は「自転車税」の問題もあって「鉄道事業者さんの協力」ということに論点が集中したところもありましたけれども、実際に協議会での議論が進むにつれて、会長さんの言葉にありますように、「適切な自転車利用」というところでも協議を尽くしてきた感じがします。

私の方からは「レンタサイクルの活用」というものを提案させていただきながら、新しい形の放置自転車対策、自転車利用の「都市型モデル」というものをつくっていきたいということも申し上げましたけれども、答申の中で策定後はチャレンジをしていくという文言を記載していただきましたし、これからの自転車対策と利用の形を模索していくにも、良い協議会だったと思

います。

今後もさらに勉強をさせていただきまして、豊島区の面白い、そして楽しい自転車の利用の仕方につきまして考えていきたいと思えます。

本当に良い機会を与えていただきまして感謝申し上げます。ありがとうございました。

R委員： 皆さま大変お疲れ様でした。関係各位におかれましては、答申に至るまで数々のご苦労があったかと思えます。

今回の答申ですが、計画案の副題に「まちづくり」という視点が盛り込まれております。これが次のステップにどう生かされていくのかが、次の課題になるのかなというような受けとめ方をしております。例えば具体的に申しますと、車道上の車のコインパーキングにしてもこのままのあり方でよいのか、それよりも自転車のスムーズな利用のあり方というものを考えたときに、まだまだ見直すべきものがあるのかなということが私の思いですので、次のステップとしてまちづくりにどう生かしていくのかということに関心を持っていきたいと思えます。

まずはこのような貴重な機会に皆さま方の英知に触れさせていただき、誠にありがとうございました。

会 長： はい、ありがとうございました。次に警察関係からはY委員をお願いします。

Y委員： 委員の皆さま、お疲れ様でした。

この答申を迎えるにあたり、我々警察関係者としましてやはり「自転車のマナー」の向上という面で少しでも努力していかなければならないと思っております。指導あるいは、悪質なものは「取り締まり」ということも併せまして対応していきたいと考えております。答申内容にできるだけ警察としても協力していきたいと考えております。

本当にご苦労様でした。

会 長： 特に、道路のいろいろな使い方についてはこれからも議論があると思えますので、よろしくをお願いします。

次に、道路管理者を代表してT委員をお願いします。

T委員： 道路管理者としまして、放置自転車対策の面から区の駐輪場整備というご要望に、私どもは最大限の努力をしてきたと思っております。今後とも沢山の要望がまだまだございますので、これらにつきましてもできる限り協力していきたいと考えております。

よろしくをお願いします。

会 長： ありがとうございました。次に、区民代表の委員さんということで、団体等でお立場もそれぞれ違う方もいらっしゃいますので、皆さまから一言ずつお願いしたいと思えます。

E委員から順にお願いします。

E委員： 会長、副会長をはじめ、各委員の皆さま、お疲れ様でした。

大変良い答申内容になったと思えます。豊島区は放置自転車問題で全国で話題になっておりますし、私も自転車関係でいろいろ活動を行っている中で各地で注目されていると感じております。つい先だって、超党派の議員連盟の会合がございまして、ここでは韓国の議員団を招いて会合した中で、区の交通安全課長も豊島区の状況をご説明しておられましたように、全国的にも大変注目を浴びておりますので、いままでこれだけ悪い状況にあった放置自転車が、この答申を受けて言わば「ターニングポイント」として方向転換をして、特にキーポイントとなる「まちづくり」、それから「住民自治」とい

う考え方の中で、自ら地域住民が主体となって一生懸命この問題に取り組んでいくべきだと思います。

先ほどB委員もおっしゃっていましたが、私も「コミュニティビジネス」ということで、民間主体の駐輪場を提案させていただいておりますので、できれば18年度にでも国交省の社会実験制度を使って、地域住民が自ら主体となって解決をなしえるような、より良い改善を図っていければと考えております。

またがんばってまいりますので、今後もよろしく申し上げます。どうもありがとうございました。

D委員： 各団体選出の委員の方々から、自転車対策のための土地の有効利用のためにいろいろご努力をいただき、ありがとうございました。

私なりに何ができるかと考えましたときに、私どもは自転車のユーザーとの接触が非常に多いものですから、例えば駅前に自転車で出かけるときには周辺の駐輪場の利用を呼びかけるような啓発活動もしていきたいと思えます。

よろしく申し上げます。

I委員： まず、会長、副会長さんに、お礼を申し上げます。計画案の副題に「まちづくり」を入れていただきありがとうございました。

また、鉄道事業者さんにおかれましては、よくここまで協力内容をご提案していただいたということで、非常に感謝をしております。

これからは行政と鉄道事業者さんも、「雨降って地固まる」ではないですけれども、今後もどんどん話し合いをしてまちづくり、あるいはまちの活性化のためにご努力願いたいというのが、私の思いでございます。

それから、区長もご存じだと思いますが、ソフトの面でも東武鉄道の委員さんには川越の観光協会と手を結ぶのにご協力いただきました。非常にありがたく思っておりますので、皆さまにもご報告させていただきます。

また、池袋西口で明日まで開催しております「街角回遊美術館」につきましましては、東京メトロさんのコンコースに千点からなる子どもたちの絵を飾らせていただきました。大変画期的なことだろうと思います。こういったこともひとえにこの協議会があったからこそ、そして我々地元の人間とまちづくりを一緒にやっていただけるといふ、一つのお手本ではないかと思えます。明日で終わりますが、この場を借りてあらためて御礼申し上げます。

今後是非、行政と鉄道事業者さんが一体となって街を発展させてほしいというのが本音でございます。

また、JRさんにつきましましては、これからハードの面でも無理難題を申し上げるかも知れませんが、またお願いしたいと思えます。

ありがとうございました。

U委員： 障害者団体の代表として参加させていただきました。肢体不自由児や聴覚障害者、資格障害者の三つの団体が一緒になっておりますので、これからもそれぞれの立場でやはり自転車対策というものは考えていかなければならないと感じております。

特に、視覚障害者や車椅子を使う方にとっては、放置自転車はまさに、じゃまな存在です。そういう面でも今回の答申内容はプラスになっていくのかなと感じております。

完全には放置自転車は無くならないでしょうけれども、障害をお持ちの皆さんにとっては、点字ブロックの上に放置自転車がなくなると、どれだけ歩

きやすくなるか、そういう意味でもこの答申が出されたことは街が少しでもきれいになるばかりでなく、これらの人々にとっても良くなるのではないかと思います。

それから、これだけの駐輪場を整備していくのですから、今までさんざん区の税金を使ってきたものを、今後はどれだけ減らせるかという課題も課せられていると思います。区は儲けてはいけないということではないですけれども、有料の駐輪場をつくる場合には、やはり税金を使う分プラスになるようなものになってくれればありがたいなと、私自身感じております。

いずれにしましても、私ども障害者にとつていろいろ助かる面が出てきたという点で、感謝申し上げたいと思います。会長、副会長をはじめ、各委員の皆さんに厚く御礼申し上げます。

ありがとうございました。

V委員： 2年近く、本当に素人の私が会議に出席させていただき、勉強と貴重な体験をさせていただきました。会長、副会長をはじめ皆さまに感謝申し上げます。

私もいろいろな場面で、豊島区は自転車で注目されているなと感じました。「あの自転車で有名な池袋に住んでいるの」ということを言われることが非常に多くありました。

そんな中で、このような計画案ができたということは、また全国的にも注目をされると思います。今回もいろいろな報道がされると思いますが、ただ計画をつくるだけでなく、副題にもありますように「適切な自転車利用と快適なまちづくりのために」ということは、非常に今の「思い」を表していると思います。住民参加ということがしやすいような形になったと思います。

私がちょっと言いたいことは、言葉が一人歩きしないように、これから後の「検証」ということは非常に難しいと思いますが、もっとこれからいろいろな方のアイデアをいただいて、より良いものになればと思います。

それから、やはりもう少し区民が主体的に自覚を持っていくべきということです。私も以前よりは安易に自転車に乗って駅へ行くことが少なくなりました。自転車に乗ってはいけないということだけでなく、一人ひとりが利用するときを気をつけていただいて、駐輪するにもルールを守ってという気持ちで意識を持たれる方向に行けばと思います。

どうもありがとうございました。

Z委員： 私ほど今まで放置していた者はいないと思います。つい便利だからみんながとめてしまうということは確かにあると思いますが、区民も応援しますので立派な駐輪場をつくっていただくと同時に、これからはルールやマナーを守っていくことが大事だと思います。

また、現実には例えば椎名町などもとめようがないくらい自転車があふれているところもありますし、本当に「まちづくり」には自転車問題の解決がこれからの大きな課題かなと思います。

今日は大きな区切りですけれども、これらのことを頭に入れて、もっと良いまちになっていけばと思います。以上です。

会 長： はい、ありがとうございました。

それでは、商業施設の関係団体の代表ということで、a委員お願いします。

a委員： 商業施設の関係団体ということで、出席させていただきありがとうございました。

例えばチェーンストアやスーパーマーケット等の前には、買い物客のみな

らずまだまだ多くの放置自転車があるのも現実でございます。また豊島区以外でもいろいろな地域で取り組むべき課題であると思っています。

今回の豊島区での取り組みを機に、まちづくりの一環としてご協力していきたいと思えます。

本当にありがとうございました。

会 長： それでは、特に駅周辺の駐輪問題ということでいろいろご努力いただき、様々な形で積極的に取り組んでいただきました鉄道事業者の方々から一言いただきたいと思えます。

b 委員： 会長さん、副会長さんはじめ、皆さまには大変お世話になりありがとうございました。

私どもはこの計画の中で整備する内容、あるいは検討していく内容等、宿題もまだ残されておりますので、この実現に向けていろいろ社内でもクリアしなければならない課題もありますけれども、この場でお約束したことで、是非、誠意を持って対応していきたいと考えております。

また、それらが実現したときに、例えばその「器」が有効に活用できるように、先ほどD委員からもお話がありましたけれども、是非みなさまにも区民等の自転車利用者の皆さまに啓発をしていただいで、有効に活用できて、街がすばらしくきれいになって、豊島区は変わったなといわれるようになればと思えます。NHKの「プロジェクトX」は終わってしまいましたけれども、是非、成功例としてテレビで取り上げてもらって、委員の皆さんとNHKのスタジオで涙を流せるぐらいの日が来れば良いなというように思っておりますので、今後ともご指導をお願いします。

どうもありがとうございました。

H 委員： 今思いますと、やはり「税」の問題から始まった面もあるかと思えます。私ども鉄道事業者の方から「自転車法に基づく協議会を是非設立してほしい」ということを申し入れておりましたし、結果的に平成16年からこの協議会が開催されるようになりましたけれども、先ほどA委員がおっしゃいましたけれども、「この協議会は我々鉄道事業者を責める会なのか」と思いました。失礼を承知で申しますと、「もともと協議会の趣旨をご理解いただけないのか」とも思っています、会の最初の頃には大変失礼な発言をしたかも知れません。

私どもはいろいろな自治体の協議会にも参加させていただいておりました、協議会というものはどのように進められるかは承知しているつもりでした。ただ、他の協議会では一方的に事務局が提案して会長、副会長がまとめて決まってしまうんですけども、豊島区の協議会は非常に今まで各委員からのご意見が出されて、我々も出させていただきましたけれども、そういう面では非常に活発な会であったと思えます。

答申もできましたし、当初の目的どおり上手くいったのではないかと思います。私どもは鉄道事業者としていろいろな意見をいただきましたけれども、企業としてできる限りの協力は、どこの自治体でもやっておりますし、今回の豊島区の協議会でもできる限りの協力提案はできたと自負しております。

是非これからも、当然我々も中に入りますけれども、区民をはじめ協力してやっていかないとなかなか上手くできません。計画案の副題にもありますように、「まちづくり」の大切さは我々も承知しておりますので、是非これらが成功するよう祈念したいと思います。

協議会はこれからも続きますけれども、本当に会長さん、副会長さん、ありがとうございます。

M委員： 会長、副会長、ありがとうございます。それから、これだけの量の資料を何度も揃えていただき、大変立派な答申をつくっていただきました事務局の皆さま、本当にご苦労さまでした。

私どもといたしましても、できる限り協力したいということで地下通路の提供を提案させていただいたわけですが、具体的にこれが駐輪場になるまではまだたくさんのクリアすべき課題がございます。そういう意味ではこれからも豊島区さんとともに、実現に向けて努力をしてみたいと思いますので、よろしくお願いします。

本日はありがとうございます。

J委員： 会長さん、副会長さん、それから委員の皆さま、大変お世話になりました。

いろいろな意見交換の中で勉強をさせていただきました。特に事務局の方にはたいへん労を折っていただいて、まとめをしていただきましたけれども、当社といたしましても、これからご提案内容の具体的な実現に向けて、今後ともご協力をいただいて、きちんとした整理をしていきたいと思えます。

また、先ほどI委員からも「まちづくり」という面でお話ございましたが、鉄道事業者としていろいろな面でできることを考えながら、また豊島区の皆さまと一緒にご協力をさせていただきたいと思えます。よろしくお願いします。

どうもありがとうございます。

会 長： ありがとうございます。皆さまからいろいろご挨拶をいただきまして、すでにこの協議会を通じていくつか新しい試みも生まれているということもお聞きしまして、大変うれしく思っております。

会長としましては、総合計画案のまとめということは終わりましたけれども、やはりこれからは駐輪場という施設をつくるスペースはずいぶん計画として明確になったわけですが、計画書の中にありますように、必要と思われる台数全てがそれで充足されるということではなく、かなりの台数までは整備できる見通しになったということです。これ自身は非常に画期的なことだろうと思えます。

ただし、施設を整備した後はどう上手く使うのかということは、まさに「利用者の意識」というものをもう一度、「こういう問題があって、こういう状況があるので、みなさん上手く利用しましょう」ということを利用する皆さんで考えていただく必要があると思えます。また、商店街や周辺の皆さまも協力して、せっかくできたものをいかに有効に使うかということで、この計画を活かすということはどうしても必要だと思えます。また、自転車の利用者はもちろんそれなりの「責任」を持ってもらうということと、やはりある程度は減らしていただかなければならないことも事実であると思えます。

これから新しく始まるということですので、この答申にありますように、自治体、区民の皆さん、鉄道事業者の皆さん、あるいは関係団体が協働してあたらないと、施設ができたとしても、それだけでは解決できないことははっきりしております。

是非これからもよろしくお願いします。

以上、本日はこれで全体会を閉会させていただきます。

閉 会

<p>会議の結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合計画案の名称および内容の最終確認が行われ、区長あて答申を行うことが了承された。</li> <li>・ 答申後の協議会については、まず6月に全体会を開催し、総合計画案に対する区民意見等の集約結果につき事務局から報告を受けることが確認された。また、併せてその後の協議会の具体的な活動等についても検討するものとされた。</li> </ul> <p>(委員の欠席)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 足立勲、菊地慎二、根木義則、篠原正美</li> </ul>
<p>提出された資料等</p>	<p>【配布資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7 - 1 豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画(案)</li> <li>・ 7 - 2 答申文(案)</li> <li>・ 7 - 3 豊島区自転車等駐車対策協議会 今後のあり方と日程について(案)</li> </ul> <p>【当日配布資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 豊島区自転車等駐車対策協議会 委員名簿</li> </ul>
<p>そ の 他</p>	<p>&lt; 次回会議の予定 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全体会(第8回) 平成18年6月9日(金)午後2時30分開始予定 (詳細は別途)</li> </ul>